

岡山県立岡山一宮高等学校 いじめ防止基本方針

令和6年度

いじめに関する現状と課題

・令和5年9月に実施したいじめ実態把握調査のアンケートによれば、全体的に減少傾向ではあるものの、「冷やかしからいじめ」などの数値は、依然として一定数残っている。コミュニケーションが多様化している中で、人間関係が短期間に変化する可能性もあることから、様々な場面を通して生徒個々の道徳・人権意識をさらに高めるとともに、いじめを許さない集団づくりに向けてなお一層の努力が必要である。

・パソコンやスマートフォンを使用する機会が増え、SNSを利用する人間関係のトラブルが複雑化・潜在化する様相をみせていることから、生徒のネット利用の実態を把握し、節度を持った利用を促す必要がある。

・いじめ防止活動を推進し、効果がより上がるよう授業・行事・研修など横断的に対応していく。また、事案が発生した場合の対処についても、より具体的に示す必要がある。

・i-checkやいじめアンケート、面接、STANDBYなどの従来どおりの対応に加えて、未然防止の観点から、より教員間の連携を密にし、学校をあげた組織的な取組をさらに推進していく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

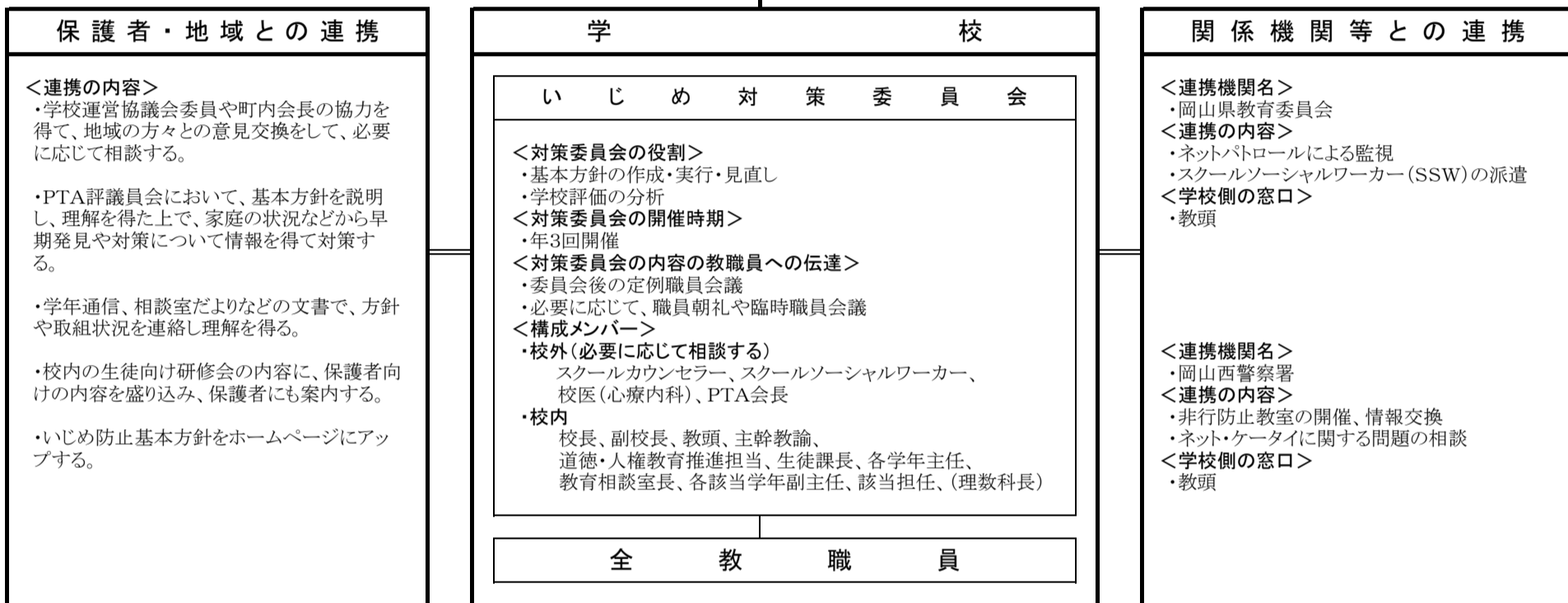
・いじめは、社会の一員として絶対許されない人権問題であることを生徒に認識させ、教職員も「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応を徹底する。

・いじめの被害者の救済を最優先として対応し、事実の詳細な記録をもとに、保護者への情報提供を丁寧に行う。

・いじめの防止・発見・対応をスピーディに行うために、いじめ対策委員会が中心となり、各分掌・各学年・学級担任が連携して取り組む。

<重点となる取組>

- ・教育相談室と連携し、生徒が自分の弱みを相談しやすい環境づくりを心掛けるとともに、アンケートと面接を中心に早期発見に努め、得られた情報共有を怠らない。
- ・様々な機会をとらえ、全体の道徳・人権意識を高めるとともに、面接週間などを通して個々働きかけることで、全体と個との関連性を持たせ、未然防止に努める。
- ・生徒会活動を発信源とし、いじめを許さない学校にするための自発的な取り組みを促す。
- ・生徒のパソコン・スマホを活用したSNS利用といじめとの関連を把握して対処する。



学校が実施する取組

